

# E i w a N e w s

中小企業経営強化税制、IoT 投資税制

平成 30 年 5 月  
( No. 154 )

今回は、いずれも租税特別措置法による、中小企業経営強化税制(平成 29 年度税制改正項目)と、平成 30 年度税制改正により新設された情報連携投資等の促進に係る税制(いわゆる IoT 投資税制)についてご紹介いたします。

## [ 1 ] 中小企業経営強化税制

### 1. 概要

中小企業者等が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間内に特定経営力向上設備等を取得した場合に、特別償却又は税額控除のいずれかの適用を受けられる制度です。

対象法人は、原則として対象資産の取得・事業供用前に中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

### 2. 具体的内容

#### (1) 特別償却

適用対象資産に係る取得費用全額を取得事業年度に一括して経費として計上することができます。取得事業年度の法人税等負担額を少なくすることにより、設備投資が行いやすくなります。

#### (2) 税額控除

資本金額 3 千万円超 1 億円以下の法人については、取得価額の 7%の法人税額の税額控除が受けられます。さらに、資本金額が 3 千万円以下の法人については、取得価額の 10%の法人税額の税額控除が認められています。

ただし、控除額は法人税額の 20%を限度とします。なお、法人税額から控除しきれない金額については、繰越税額控除限度超過額として 1 年間に限り繰り越すことができます。

#### (3) 適用対象法人と適用対象資産

この制度の適用が認められている法人は、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける中小企業者等で青色申告書を提出するものです。中小企業者等とは、資本金額が 1 億円以下でその発行済株式総数の 1/2 以上が同一の大規模法人の所有に属さない法人等をいいます。

また、対象資産は生産等設備(法人が行う生産、販売等収益を稼得するための活動の用に直接供されるもの)を構成するもののうち、取得価額が 160 万円以上の機械装置、30 万円以上の工具器具備品等とされています。

適用対象資産や適用手続き等の詳細は、本誌 No.143 をご参照ください。

## [ 2 ] 情報連携投資等の促進に係る税制

### 1. 概要

青色申告書を提出する法人で生産性向上特別措置法の革新的データ産業活用計画の認定を受けたものが、同法の施行日より平成 33 年 3 月 31 日までの間に、生産性を向上させる取り組みに必要となるセンサー、ロボット、ソフトウェア等を新設又は増設した場合に、特別償却又は税額控除の選択適用を受けられるものです。

この制度は大企業でも適用することが可能であり、業種も問わないこととされていますが、新設又は増設したソフトウェア等の取得価額の合計額が 5,000 万円以上であることが必要です。

### 2. 具体的内容

#### (1) 革新的データ産業活用計画

この制度の適用を受けるためには、事業者が、以下の 3 点を満たす計画を策定し、その認定を受けることが必要とされています。

##### データ連携・利活用の内容

社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携させ、また企業の競争力に係る重要データをグループ企業間や事業所間で連携させること

##### セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保すること

##### 生産性向上目標

投資年度から一定期間において、労働生産性の伸率が年平均 2%以上であり、かつ、投資利益率が年平均 15%以上であることのいずれも達成することが見込まれていること

#### (2) 特別償却

特別償却額は、ソフトウェア等の取得価額の 30%です。

#### (3) 税額控除

税額控除額は、ソフトウェア等の取得価額の 3%(法人税額の 15%を限度)です。

さらに、上記(1)の要件に加え、平均給与等支給額の前年度増加率が 3%以上である場合には、取得価額の 5%(法人税額の 20%を限度)を控除することができます。

---

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。